

## よくあるお問い合わせ（預かり教育）

Q：現在就労をしていないが、勤務先から内定をもらっており、利用日までに就労予定です。その場合も定期利用の申込を行うことができますか？

A：勤務先作成の利用日時点の就労予定内容の就労証明書を提出することで、定期利用の申込を受け付けることができます。

※現在の就労を利用日までに変更する予定の方も同様の扱いになります。

Q：週3日以上が就労の要件ですが、シフト勤務をしており、週ごとに勤務する日数が異なる場合はどのように審査を行いますか？

A：「勤務シフト連絡表」を提出いただくことで、月当たりの勤務状況を確認させていただき、週当たりの勤務日数の平均を出すことで審査を行います。

Q：複数の勤務をしており、それらを合算することで週3日以上の上の就労になる場合は審査の対象になりますか？

A：お勤めをされているそれぞれの勤務先から就労証明書を提出してもらうことで、勤務時間を合算の上、審査を行います。

Q：自営業をしています、就労証明書以外で提出する書類はありますか？

A：自営業・内職等をされている方につきましては、就労証明書に加えて「就労状況報告書」をご提出いただけます。また、ご提出頂いた書類の詳細内容について確認をさせていただく場合がございます。

Q：疾病・障がいの類型での利用を検討していますが、どのように書類を提出すれば良いでしょうか？

A：状況を確認させていただきますので、申請をされる前にお問い合わせいただくと幸いです。